

令和元年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和元年6月12日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男				
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿	
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子	
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋	
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武	
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則	
	9番	木原	さち子	10番	谷尾	友枝	
	11番	宮本	彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	荻原	晴雄	井上	善雅
	谷本	昭	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	前田	智	竹内	俊雄
	保田	公範	藤田	克昭

4. 欠席委員 柴田 正温 松田 純一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 4番 田中 豊秋 5番 綾木 晴子
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 3 農地法施行規則該当転用届書について
 - 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地転用事業計画変更申請承認について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	本日の欠席は農業委員なし。農地利用最適化推進委員は2名です。 出席者数、農業委員14名です。全員出席ですので令和元年度第3回八頭町農業委員会を始めます。
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	（あいさつ・全国農業委員会会長大会等報告） 日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番 田中豊秋委員、5番 綾木晴子委員にお願いします。 次に日程第2、報告事項ですが私からは先ほど報告しましたが、その他、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は14件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。 報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は1件です。200㎡未満の農地進入路です。内容は問題なしということで受理しました。 報告4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。町との協議が出来ており、八頭町長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号 8-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、受付番号 8-1 について説明をします。

土地の所在地 船岡殿地内 2 筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 692 m²、559 m² 合計 1,251 m²

所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人は高齢になり今後も耕作できないということで以前より耕作されていた譲受人に売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請人は保有農地 4,936 m²の内 4,031 m²を地域で組織されている農事組合法人へ貸付けておられ、経営面積は今回譲り受けられる農地を合わせ 2,715 m²となっております。

しかし、申請人が構成員であり譲り受ける農地をその農地所有適格法人へ貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、10 番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員

6 月 7 日に両者へ聞き取り調査を行いました。譲渡人から、以前より耕作されている譲受人へ売買の話をされ、話がまとまったそうです。譲受人は以前よりきちんと耕作されていますので、問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 9-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 9-2 について説明をします。 土地の所在地 奥谷地内1筆 台帳地目 田 現況地目 畑 面積 1,033 m ² 所有権移転売買です。 理由につきましては、譲渡人は父親から農地を相続されましたが、農業経験もなく仕事が忙しいこともあり耕作管理できないということで売買を考えられていました。そこで仕事をリタイヤされ、農業経営規模を拡大したいという意向のある譲受人が耕作されるということで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 124 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、果樹、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長 (会長)	この件につきましては、5番 綾木委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
綾木委員	6月3日に電話で聞取りを行いました。譲受人は建設業に従事されていましたがリタイヤされ、農業をされるということです。また、譲

渡人は親から農地を相続されましたが農業経験がなく耕作できないということでした。双方で話をされまとまったものです。特に問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
続きまして日程第4 議案第2号 農地転用事業計画変更申請につきまして審議を行います。受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。

事務局 農地転用事業計画変更申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、計画変更申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。

土地の所在地 郡家地内 2筆 台帳地目 2筆とも田 現況地目 2筆とも田 面積 628㎡の内183.97㎡、2,008㎡の内174.56㎡ 合計358.53㎡

建売住宅建築のための造成工事に係る工事車両の仮設道路を目的とした一時転用です。

当初計画で予定していた工事完成期日、令和元年6月30日まででしたが、完成が困難なため完成期日を令和元年8月31日に変更を行うものです。

場所は、議案書3、4ページに図面を付けています。土地利用計画図は5ページに付けています。

理由につきましては、昨年秋の台風豪雨による災害復旧工事に作業員、機材の手配が優先され、申請工事への調達が遅れてしまったということです。

現在は下水配管工事を終了し、上水道工事に取りかかっているとのことです。全行程の約半分を終了しており、8月末までには終了するとのことです。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしておりますので報告をし

ます。

横山会長

皆さんご存知のことと思いますが、作業用道路を作るという一時転用でした。工事については復元しやすいようにして下さいと要望したところでした。6月3日に聞き取り調査を行いました。西日本災害復旧工事により資材、人材不足により工事着工が遅れたとのことでした。耕作者については、工期が延長したことで作付ができなくなったということは了承されており、補償の話もできているとのことでした。6月10日に地権者に面会し聞き取りを行いました。工期延長について了解されているか尋ねたところ、1カ月の延期と聞いていると言われました。耕作者がいる場合、担い手側の調査も必要であり、事前調査書に調査対象者として掲載すべきだと思いましたが、事務局どうでしょう。

事務局

貸借契約により耕作者がおられる場合は、その調査も大切だと考えています。今後、このような場合は事前調査対象に載せさせていただきます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。
八頭町長から令和元年5月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。
議案書の6ページをご覧ください。
今月は通常の利用権設定が新規9件、更新5件、合計14件です。面積は田8,868.55㎡、畑25,810㎡、合計34,678.55㎡です。
中間管理事業分は新規1件、更新1件、合計2件です。面積は田4,150㎡、畑864㎡、合計5,014㎡です。
すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18

	<p>条第3項の各要件を満たしています。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号 32-1 から 44-13 について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
丸山委員	<p>受付番号 43-12、43-13 ですが、譲受人に聞き取り調査をしたところ、果樹園跡地を畑に整備し、様々な野菜類を少量多品目で耕作されるとのことでした。申請地は水が少ない場所です。野菜作りにはどうしても水が多く必要になってきます。水利等の話ができているのかが懸念されます。農業委員会でそのことについて確認等するのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請書を受理する際に水利のことは確認しておりません。水利のことにつきましては地権者と耕作者で直接協議してもらおうということです。譲受人には、農業委員会で水不足を懸念する意見があったことを伝え、地権者と相談しながら進めていただくよう伝えます。</p>
議長（会長）	<p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで利用権設定分 受付番号 32-1 から 44-13 について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして受付番号 45-14 について審議を行いますが、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（関係委員退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは受付番号 45-14 について審議を行います。</p> <p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで利用権設定 受付番号 45-14 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	(関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして中間管理事業分 受付番号 36-1 から 37-2 について審議を行います。 この件につきまして質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 36-1 から 37-2 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。 八頭町長より令和元年 5 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 47-1 から 48-2 について説明します。 先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 5,014 m ² を借受け希望のありました地域の担い手である 2 法人へそれぞれ 2,945 m ² 、2,069 m ² 配分するものです。
議長 (会長)	整理番号 47-1 から 48-2 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号 47-1 から 48-2 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>最初に議案書の訂正をお願いします。受付番号 3-1 の土地の所在地が久能地となっていますが、正しくは寺ですので訂正をお願いします。申し訳ありません。</p> <p>それでは議案第 5 号農業振興地域整備計画の変更について説明します。八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>受付番号 3-1 について説明します。</p> <p>土地の所在地 久能寺地内 3 筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 476 m²、20 m²、280 m² 合計 776 m²</p> <p>久能寺地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,337 m²</p> <p>目的は、建売住宅です。</p> <p>理由としましては、申請地 4 筆と既に農振除外となっている隣接農地 1 筆の合計 3,225 m²に建売住宅 14 棟を建築したいとのことです。</p> <p>場所は、13 ページから 14 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 15 ページに付けております。</p> <p>この農地は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域で 500m 以内に駅、高校のある農地、第 3 種農地になります。原則許可ということで転用許可要件に当てはまると考えますので、除外後は転用可能な農地と考えます。</p> <p>また、埋蔵文化財の試掘調査も予定されており、来月、一時転用申請を提出予定となっています。</p>
議長（会長）	<p>この案件は、3 番 山寄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山寄委員	<p>6 月 3 日に事務局に経緯を確認し、現地確認、申請者に電話で聞取りを行いました。申請者のお 1 人は農地を相続されましたが、現在は県外に居住されています。耕作はできないので第三者に耕作を依頼されています。しかし、その耕作者も利便性があまり良くないため、宅地化され耕作できなくても特に問題はないとのことでした。</p> <p>もうお 1 人の申請者は、体調を崩されてからは耕作意欲を無くさ</p>

れ、子どもさんも耕作できないということで、農機具をすべて処分されたとのことです。昨年の利用状況調査では草刈管理だけはされている状況でした。このような状況であり特に問題はないと考えます。

議長（会長） この件に関しまして質問意見はありませんか。

河村委員 建売住宅を建築するとありますが、誰がするのですか。

事務局 今回は農振地域からの除外申請ですが、転用は建築業者がされる予定です。

河村委員 それはいつ提出されますか。議案書に転用目的と記載されると、もっと詳細な情報を得たいと考えます。

事務局 農振地域からの除外後に正式な転用申請が提出されます。今回は、土地所有者から転用を目的として農振地域からの除外申請が町へ提出されている段階です。まだ正式には転用をどの事業者がされるということは申請書等にも記載されていませんので、現段階で議案書に事業主等を記載するのは難しいです。

山根委員 業者が決まっているのであれば、除外申請と転用申請を同時にはできないのですか。

事務局 除外決定後でなければ転用申請はできません。

議長（会長） その他、この件に関しまして質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。
続きまして、受付番号 4-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 4-2 について説明します。
土地の所在地 日下部地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面

積 80 m²

日下部地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 685 m²の内
428 m²

目的は、一般住宅の建築です。

理由としては、現在の住居は老朽化しているため同じ集落内で利便性の良い道路に面した申請地に住宅を建築したいとのことです。場所は 16 ページから 17 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 18 ページに付けています。

この農地は、駅から 300m 以内の農地、第 3 種農地になります。第 3 種農地は原則許可ですので、除外後は転用可能な農地と考えます。

議長（会長） この案件は、9 番木原委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木原委員 一般住宅建築のための申請です。3 月委員会で別の場所に建築計画をされていると話しましたが、当初の予定地は上下水道の接続が難しく断念されたとのことです。今回の申請地は 2 筆ですが、道路沿いは他者の農地になります。しかし道路からの入口になる土地ですので住宅建築予定者が話をしたところ快く了解されたとのことです。

周囲の農地への影響はないと思いますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件に関しまして質問意見はありませんか

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。

以上で、議案第 5 号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第 8 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●次回農業委員会は 7 月 10 日（水）13 時 30 分から船岡地区公民館大集会室で開催します。

●5 月委員会で審議した 4 条転用申請については、5 月 20 日付けで許可されました。

●平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、令和

元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

- 視察研修について
- 農業委員会活動記録簿について
- 公務災害補償について

以上です。

議長（会長）

以上で第3回農業委員会を終了します。

終了（15時30分）